

緑化推進活動を実施しましょう

3月1日から5月31日までの「緑の募金運動」にご協力いただきありがとうございました。
募金による県からの市交付金額の範囲内で、緑化推進活動に助成をします。

緑の募金総額 1,930,174円

◇受付期間 平成22年3月上旬まで(活動実施日の15日前まで)

◇対象の活動 ①植樹される環境緑化木(高さ170cm前後までの木)、肥料、腐葉土などの購入費
②森林内の竹林除去の処分費
③森林内の歩道整備(下刈り作業など)で必要となった消耗品の購入費

※花壇などに植える花の苗の購入費や、業者などへの作業委託費は対象外です

◇対象者 ・地域住民で構成される活動実態のある団体
・保育園児や学校生徒で構成される団体

◇対象場所 市内で、私有地以外の学校、公園、街路、公共施設など公共性のある場所

◇助成金 1団体につき1事業10万円まで

◇申込み 事業申込書に必要事項を記入し、直接農政課へ

※申込書は農政課で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます

問 農政課 内線332

動物愛護週間

9月20日～26日は「動物愛護週間」です

近年、家族の一員としてペットを飼う家庭が増えています。

しかし、その一方で、ふん尿の放置や、近隣とのトラブルなど、多くの問題も発生しています。飼い主の皆さんは、ペットが社会に受け入れられるよう、マナーの向上に努めましょう。

- ①ペットの命に責任を持ち、最後までしっかり飼いましょう。
- ②ペットの鳴き声やふん尿などの悪臭により、ご近所に迷惑を掛けないようにしましょう。
- ③ペットの放し飼いはやめましょう。
- ④散歩させるときはリードをし、ふん尿は持ち帰りましょう。
- ⑤犬は、登録と狂犬病予防注射を受け、鑑札を付けることが法律で定められています。迷い犬防止のためにも、鑑札は首輪に付けてください。
- ⑥猫など、犬以外の動物にも名札や標識などを付け、飼い主が誰であるかを分かるようにしましょう。
- ⑦繁殖を望まない場合は、避妊去勢手術などの繁殖制限をしましょう。



野良猫やカラスに餌を与えないでください！

野良猫やカラスにむやみに餌を与えることは、その地域に動物が住み着き増加する原因となります。それによって、ところかまわずふん尿をするなど、周囲にいろいろな迷惑を掛けることとなりますので注意しましょう。

問 環境課 内線306